

新宮市出産・子育て応援給付金のご案内



新宮市では国の「出産・子育て応援交付金」を活用し、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産・子育て応援給付金を支給します。

すべての妊婦さんや子育て世帯の皆さんが安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育て期までの相談支援の充実や出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図ることを目的としています。

1. 出産・子育て応援給付金ってどんなもの？（種類と支給額）

応援給付金には①出産応援給付金、②子育て応援給付金の2種類があります。

①	出産応援給付金	妊娠の届出を行った妊婦さんが申請書を提出することで、50,000 円の支給を受けることができます。
②	子育て応援給付金	子どもが生まれた（出生の届出を行った）子育て世帯の方が申請書を提出することで、50,000 円の支給を受けることができます。

2. だれがもらえるの？（支給対象者）



対象となるのは次の項目に該当する方です。

A	令和4年4月から令和5年1月までの間に出産した方
B	令和5年1月までに妊娠届出をし、令和5年2月1日以降に出産した方
C	令和5年2月1日以降に妊娠届出をする方

3. どのように申請するの？（申請方法）

Aの支給対象者	保健センターから出産応援給付金及び子育て応援給付金（遡及分）の申請書とアンケートを送付します。同封の返信用封筒に必要書類を入れて返送するか、保健センター窓口で直接申請してください。 （申請期限：令和5年3月31日まで）
Bの支給対象者	保健センターから出産応援給付金（遡及分）の申請書とアンケートを送付します。同封の返信用封筒に必要書類を入れて返送するか、保健センター窓口で直接申請してください。 （申請期限：令和5年3月31日まで） 子育て応援給付金については出産後に申請書をお渡しします。
Cの支給対象者	妊娠届出時に妊婦さん本人に出産応援給付金の申請書を記入していただきます。申請時には口座番号のわかるものを持参してください。妊婦さんの体調不良等により代理の方が届出に来られる場合は、保健センターへご相談ください。 子育て応援給付金については出産後に申請書をお渡しします。

 裏面も確認してください 

4. 申請には何が必要なの？（必要書類）

申請には①申請書

②口座番号のわかるもの（通帳等）

③申請書にアンケートが同封されている場合はアンケートが必要です。

※申請書には同意書欄もありますので、内容をご確認のうえ署名をお願いします。

署名がない場合は応援給付金の支給ができない場合があります。

※A 及び B の支給対象者の方で、申請期限内の申請が困難な場合は、保健センターまでご相談ください。



5. どんな形で支給されるの？（支給方法）

申請時に記入いただいた、口座に振り込みます。

原則、出産応援給付金は妊婦さん本人、子育て応援給付金は子どもの養育者の口座とさせていただきます。

6. いつもらえるの？（支給時期）

申請書を提出いただいてから、1～2か月後を目安に口座に振り込みます。



7. こんなときはどうするの？

Q. 新宮市から転出した場合や、新宮市に転入してきた場合はどうなるの？

A. 出産応援給付金及び子育て応援給付金は原則、申請時に住民票のある市町村で受給できます。

応援給付金をもらっていない状態で転出入された場合は、転出先の市町村にご相談ください。転出元の市町村ですでに同事業の給付金を受け取っている場合は、転出先の市町村では給付を受けることはできません。

Q. 新宮市に住んでいるが、事情があり住民票は移していません。受給できるの？

A. それぞれの事情により、どこの市町村から支給されるかが異なりますので、新宮市保健センターか住民票のある市町村にご相談ください。



問い合わせ先

新宮市保健センター ☎0735-23-4511

「出産・子育て応援給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”に注意！！

新宮市から問い合わせを行うことがありますが、ATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料の振込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに新宮市保健センター又は最寄りの警察署にご相談ください。